◎ 施行日・経過措置等　実施日程について

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
令和2年4月22日	● 労働安全衛生施行令の一部を改正（政令第148号） ● 特定化学物質障害予防規則の一部を改正（省令第89号） ● 作業環境測定法施行規則の一部を改正（省令第89号） ● 作業環境評価基準等の一部を改正する告示（告示第192号）							
（検討準備期間）	各社で準備	協会で検討中	実施機関5社をﾘｽﾄｱｯﾌﾟ内1社確認中	マンガン濃度に合わせ各社で対応する必要あり	マンガン濃度に合わせ各社で対応する必要あり	測定機の購入又は実施機関へ依頼を検討中	協会と実施機関とで個別調整中	各社で準備
令和3年4月1日 （改正政令等施行）	実施義務	実施義務						実施義務
（経　過　措　置）								
令和4年4月1日			実施義務	実施義務	実施義務	実施義務	実施義務	
以降　継続								